

# 只見町が登録を目指す ユネスコエコパーク

## 只見ユネスコエコパーク(推薦地)の理念と概要



福島県只見町

お問い合わせ

只見町役場総務企画課企画班

〒968-0498 福島県南会津郡只見町大字只見字雨堤1039

TEL 0241-82-5220 FAX 0241-82-2117 E-Mail : kikaku@town.tadami.lg.jp



只見町は、日本の自然の中心地

自然首都・只見

発行：平成26年1月1日

# 只見町が登録を目指すユネスコエコパークとは何か？ ——MAB計画の中核となるBR(生物圏保存地域)

ユネスコエコパークは、ユネスコ（国連教育科学文化機関）が実施する「人間と生物圏（MAB：Man and the Biosphere）計画」の中心事業である「生物圏保存地域（Biosphere Reserves：略称BR）」のことです。MAB計画は、世界中で人間活動による環境破壊が進み、人間自身の生存基盤さえも脅かしている現状の中で、人間と自然環境との調和の取れた関係を築き上げるための科学的な調査・研究、情報交換を行う国際協力事業として1970年に発足しました。その後、MAB計画の中で、地域の自然環境の保護・保全を図りつつ、それら自然環

境や天然資源を持続可能な形で利活用することで地域の社会経済的な発展を図ることを目的にBR制度が設けられました。BRは、いわば、「人間社会と自然環境の共生を実践するモデル地域」として国際的に認定されるものです（一方、ユネスコ世界自然遺産は、世界唯一無比の貴重な自然環境を厳重保護することを目的としています）。日本国内では、BRの認知度向上を図るために、「ユネスコエコパーク」と呼んでいます。現在、世界では117カ国621地域、日本国内では5地域が登録されています（2013年〈平成25年〉5月現在）。

## 人間活動が引き起こす様々な環境問題



原発事故 ©DigitalGlobe-Imagery 森林破壊



人と自然との調和ある関係を築く  
国際協力事業  
「ユネスコMAB計画」

人間社会と自然環境の  
共生を実践するモデル地域  
「ユネスコエコパーク(BR)」

# ユネスコエコパークの目指すもの ——保護・保全、地域振興、学術調査研究・人材育成

ユネスコエコパークは、その目的である「人間社会と自然環境の共生」を実現するために以下の3つの目標

を掲げています。これら3つの目標はそれぞれが独立するものではなく、互いに強化しあう関係にあります。



# ユネスコエコパークの特徴

## —土地利用区分とソフトロー制度

### ■ユネスコエコパークの3つの土地利用区分

ユネスコエコパークは、3つの目標を効果的に実行し、「人間社会と自然環境の共生」を実現するために3つ

の土地利用区分（核心地域、緩衝地域、移行地域）を採用することが特徴です。

### 核心地域

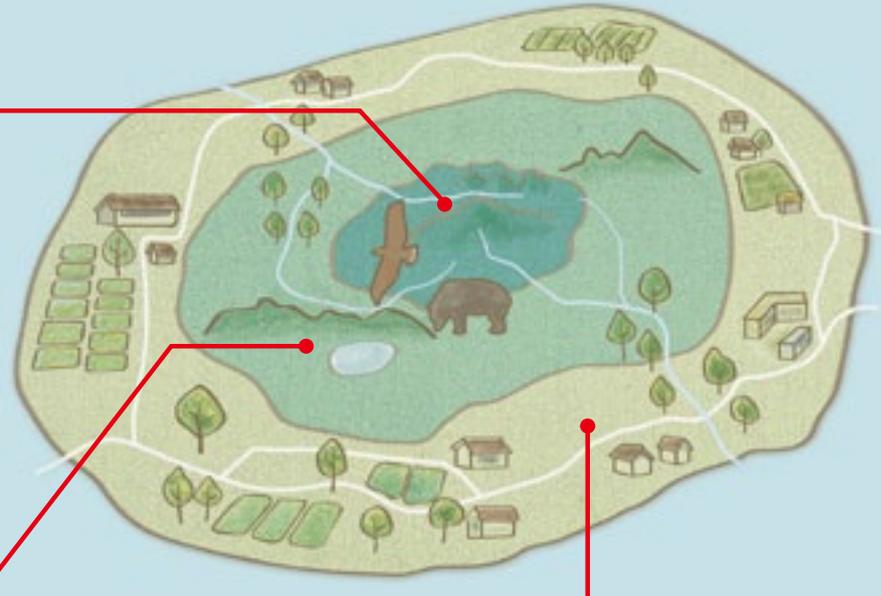
生物多様性、自然環境の保護・保全を目的に設定され、守るべき貴重な自然環境が対象となる。核心地域は、緩衝地域に完全に囲われなければならない。原則立ち入り禁止だが、観測・調査や基礎研究の利用は可能。

### 緩衝地域

移行地域の間接活動から核心地域を保護する目的に設定され、核心地域とほぼ同等の自然環境を有する。教育・研修、レクリエーション、実験的研究に利用、伝統的採取、狩猟などは可能。

### 移行地域

環境に配慮した産業活動により持続可能な地域社会経済の発展を目指す地域。人間の生活圏が対象となる。



### ■ユネスコエコパークはソフトロー制度

核心地域・緩衝地域の設定の枠組みと利用の規制・制限には法制度が必要ですが、登録に際して新たな法制度を設けるものではなく、その土地に既存の法制度を用いるソフトロー制度を採用していることも特徴です（つまり、ユネスコエコパークに登録されることで従来可能だったことができなくなることはありません）。

### ■ユネスコエコパークに利用される既存法制度の例

- 自然公園法（特別保護地区、特別地域）
- 自然環境保全法（原生自然環境保全地域、自然環境保全地域）
- 国有林野の管理経営に関する法律に基づく森林生態系保護地域（保存地区、保全利用地区）
- 保護林（「郷土の森」、「緑の回廊」）

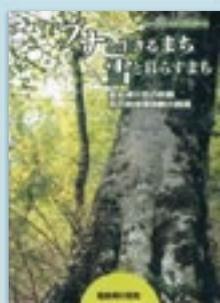


# なぜ只見町はユネスコエコパークの登録を目指すのか？

## ——第六次只見町振興計画と「自然首都・只見」宣言

只見町は過疎・高齢化、それに伴う地域の産業の衰退が急速に進み、地域社会を今後どのように維持・発展させていくのが大きな課題となっています。そうした中で、只見町は平成の大合併を選択せず、平成18年に第六次只見町振興計画を策定、独自のまちづくりを歩むこととしました。この振興計画はまちづくりの最高位計画であり、その理念は「雪と暮らすまち ブナと生きるまち 奥会津只見の挑戦 真の価値観の創造」です。

すなわち、これまでのように都市部を追従するような地域振興とは決別し、都市部にはない只見地域の豪雪が特徴づける豊かな自然環境、それらをよりどころとしてきた伝統的な生活・文化・産業を活かした町づくりを進め、人は生態系の一部であるという人間本来の価値観を築いていこう、というものです。また、平成19年には、日本の自然の中心は只見であるという「自然首都・只見」宣言を行い、ブナ林に代表される只見の自然環境を保護・保全し、次世代に引き継いでいく責務を宣言しています。そして、こうした振興計画や「自然首都・只見」をより強力に具体化させるために、自然環境や天然資源を保護・保全しつつ、それらの持続可能な形での利活用を通じ地域社会経済の発展を目指すユネスコエコパークへ戦略的に取り組むこととしています。



第六次只見町  
振興計画の策定

ユネスコエコパークを有効に活用し、振興計画と「自然首都・只見」宣言の具体化を推進！



「自然首都・只見」宣言



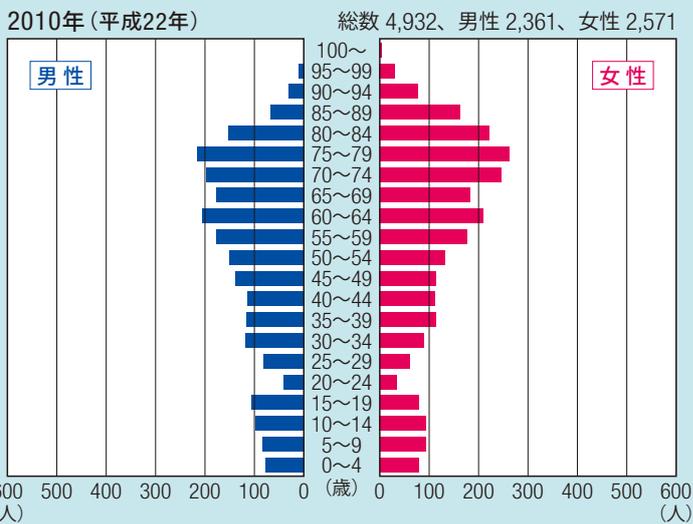
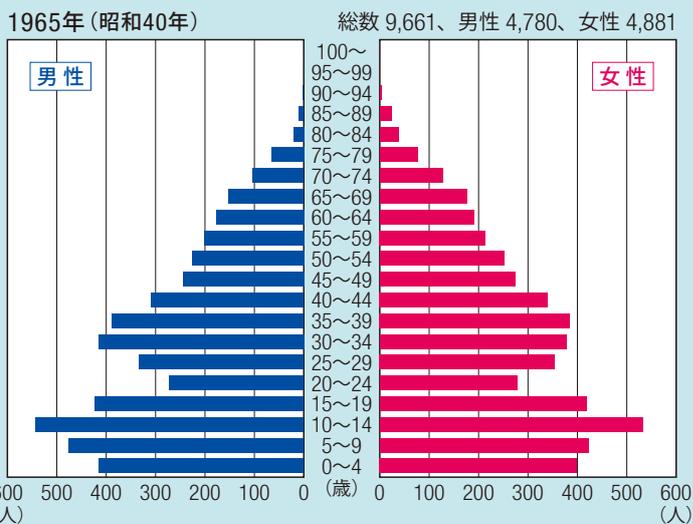
「自然首都・只見」ブランド  
確立のための検討委員会

只見町の人口と高齢化率の推移



※総務省国勢調査

只見町の人口構造の変化 (1965→2010年)



※総務省国勢調査

# 只見ユネスコエコパーク

豪雪がもたらす厳しくも豊かな自然環境とそこに生きる人々

## Wilderness TADAMI

### 特異な自然環境

只見地域は、福島県の西端で新潟県との県境に位置し、会津朝日岳、浅草岳など標高1,000m前後の山々に囲まれた山間地域です。冬季は日本海の湿った空気を大量にはらんだ季節風に直面し、多量の雪がもたらされ、平地でも積雪が3-4mに及ぶ日本有数の豪雪地帯です。

この地域はブナ林をはじめとする落葉広葉樹林が生育する山地帯ですが、地質的な要因と豪雪による雪崩によって山体は削り取られ、基岩は露呈し、急峻で複雑な「雪食地形」が卓越しています。さらには、こうして形成された様々な立地環境の上に、それぞれに適応した植物群が生育する「モザイク植生」が成立しています。尾根には

馬のたてがみのように並ぶキタゴヨウの針葉樹林、雪崩の多い斜面にはミヤマナラなどの低木林や草付き、斜面下部の安定立地にはブナ林、谷沿いにはトチノキ、サワグルミの溪畔林が成立しています。こうした景観は標高1,000m以下の山地帯では極めて珍しい上に、ほとんど人手の加えられていない原生的な状態で、40,000ha以上の広大な面積にわたって存在しています。

そして、こうした変化に富んだ植生構造は、多様な動物種の生育を可能にします。事実、生態系ピラミッドの頂点に立ち、豊かな生物相の存在が生息条件となる猛禽類のクマタカ、イヌワシ、大型哺乳類のツキノワグマが高い密度で生育しています。すなわち、彼らの存在は、只見地域の自然環境の豊かさを象徴していると言えます。



豪雪が創り出す「雪食地形」と「モザイク植生」

生物多様性の豊かさを象徴する野生動物の存在

ツキノワグマ



クマタカ



イヌワシ



■ 希少種の宝庫 只見地域には守るべき希少な動植物が多く存在します。



ヒメサユリ



ユビソヤナギ



ニホンカモシカ



カワヤツメ河川型



ニッコウイワナ



## 自然環境や地域資源をよりどころにした人々の暮らし・文化

### ■ 基盤産業としての農林業

只見川・伊南川沿いの段丘や洪積平野には、農耕地が広がり、米をはじめ、ソバやトマトが栽培されています。また、山裾にはスギやカラマツの人工林が存在します。今後は、有機農業の推進や森林認証制度を活用した持続可能な林業の発展が期待されています。



### ■ 山菜・キノコ類の採集

只見地域の人々は、春の雪解けと共に顔を出すゼンマイ・ワラビなどの山野草を採取し、秋にはキノコを採り、重要な糧として利用しています。これらは地元住民の伝統的な入会慣行により、持続可能な形で行われています。



### ■ 燃料としての薪材の利用

ストーブの燃料としての木材（薪）の利用が継続的に行われており、地域内の化石燃料の消費を抑え、低炭素社会のモデルとなる可能性を秘めています。今なお、春先の残雪を利用した薪材の伐採、搬出が行われています。



### ■ 植物を利用した工芸品（つる細工）

只見地域では、およそ半年におよぶ積雪期の家仕事として、伝統的にマタタビ、アケビ、ヒロロ（ミヤマカンスゲ）などの植物を利用したカゴなどの日用品が作られてきました。現在も、講習会が開催され技術の伝承が行われています。



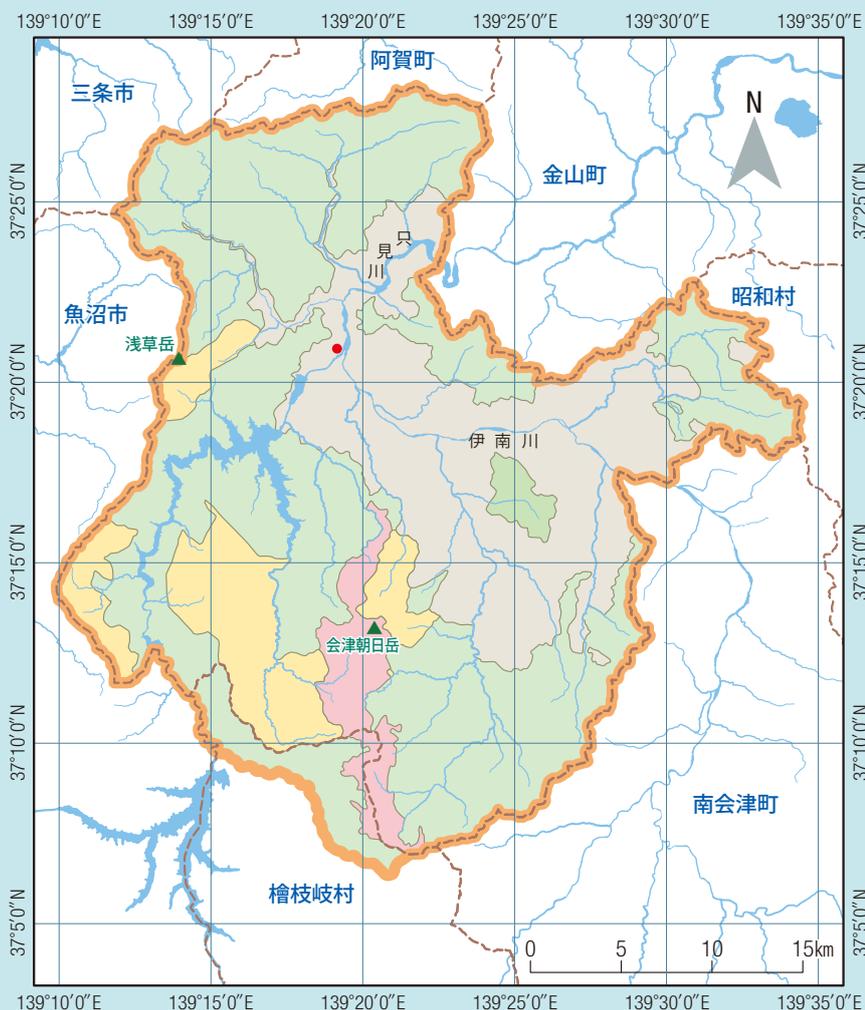
### ■ 伝統芸能・年中行事

江戸時代初期に始まった、その年の豊作を祈願する伝統芸能、「小林・梁取の早乙女踊りと太々神楽」が地元保存会により受け継がれています。また、小正月の頃に行われる塞の神（オンベ）の行事があちらこちらの集落で行われています。



# 只見ユネスコエコパーク(推薦地)の概要—対象面積と規制

只見ユネスコエコパーク(推薦地)は、只見町全域および隣接する檜枝岐村の一部から構成され、総面積は78,032haに及びます。



土地利用区分 (面積)	対象地域	土地利用の規制	規制の根拠となる 既存法制度
<b>核心地域</b> (3,557ha)	●森林生態系保護地域の「保存地区」(重複する越後三山只見国定公園の「特別保護地区」と「特別地域」の一部を含む)	●原則立ち入り禁止	●国有林野の管理経営に関する法律(保護林) ●自然公園法(国定公園)
<b>緩衝地域A</b> (8,380ha)	●越後三山只見国定公園の「特別保護地区」(重複する森林生態系保護地域の「保全利用地区」の一部を含む)	●原則として、調査研究・モニタリングのみが可能	●自然公園法(国定公園) ●国有林野の管理経営に関する法律(保護林)
<b>緩衝地域B</b> (42,953ha)	●核心地域、緩衝地域A以外の国有林 ●核心地域に隣接する「町有林」「財産区有林」	●生態系の価値を損ねない形での活動を奨励 ●調査研究・モニタリングが可能 ●地元住民による伝統的な山菜・キノコ類の採取慣行は可能	●国有林野の管理経営に関する法律(保護林、緑の回廊) ●自然公園法(国定公園、都道府県立公園)
<b>移行地域</b> (23,142ha)	●核心地域、緩衝地域以外の山林原野、農耕地、住居地	●自然環境保全に対しては、努力目標であって、法的拘束力はない	●自然公園法(都道府県立公園) ●山村振興法 ●過疎地域自立促進特別措置法 ●うつくしい只見町の風景を守り育てる条例 など

# 只見町はユネスコエコパークで具体的に何を行うのか？ ——保護・保全、地域振興、学術調査研究・人材育成

## ユネスコエコパーク関連事業 (地域活性化事業)

只見地域の受け継がれてきた自然環境と資源やそれをよりどころとした地域住民の暮らしや文化を活かし、かつ、ユネスコエコパークの3つの目標である、自然環境の保護・保全、地域振興、学術調査研究・人材育成に関連した事業を実施しています。

\* \* \* \*

### 自然環境の保護・保全 ＝貴重な自然環境と生物多様性の共有財産化

- 町内湿原の保全 ● 「ただみ観察の森」の整備
- 巨樹・巨木林の保護（ナラ枯れ対策） など



「ただみ観察の森」の整備（下福井区のブナ林）



コナラあがりこ林のナラ枯れ防除作業（黒沢新平）

### 地域の資源を活かした地域活性化、産業振興 ＝地域の活性化と伝統文化の継承

- 「自然首都・只見」伝承産品ブランド化支援補助事業 ● 魚族（ニッコウイワナ）再生事業 ● 只見町公認自然ガイドの研修 ● 森林認証制度による育成林業

モデル事業 ● 伊南川右岸の景観修復事業 ● 有機農業の推進のための研修 など



「自然首都・只見」伝承産品ブランド化支援補助事業（地場産品を使った商品の奨励と開発）



只見町公認自然ガイドの研修（肘折のコビソヤナギ林）

### 学術調査研究・人材育成 ＝学術調査研究・教育の拠点化

- 「自然首都・只見」学術調査研究助成事業 ● ユネスコスクールへの登録と支援 ● 自然環境基礎調査（只見の自然の未解明部分を調査） など



「自然首都・只見」学術調査研

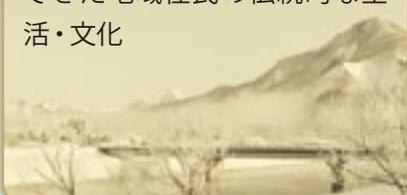
## 只見ユネスコエコパーク推進協議会（仮称） と支援委員会の設立

只見ユネスコエコパークの管理・運営を担う関係団体からなる推進協議会と個別の課題に対して検討・助言をする支援委員会を設立します。

## ユネスコエコパークが描く只見の未来

### 只見町の価値・魅力

受け継がれてきた豊かな自然環境とそれをよりどころにしてきた地域住民の伝統的な生活・文化



### ユネスコエコパークを 有効に活用

- 関連事業の計画・実施
- 推進協議会や支援委員会からの支援・協力

### 只見地域の社会経済的な 維持・発展

- 人と自然との共生を実現するモデル地域を只見から世界へ発信
- 東京電力福島原子力発電所事故からの福島県の復興に貢献
- 山間地域が抱える問題解決へのユネスコエコパークの有効性を提示